

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年3月7日 02時39分ごろ
発生場所	長崎県西海市寺島水道北方沖 寺島橋橋梁灯（C1灯）から真方位015° 1,400m付近 （概位 北緯33° 03.0′ 東経129° 38.8′）
事故の概要	貨物船大和丸は、北進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年4月24日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 大和丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	141051、有限会社仲矢海運
乗組員等に関する情報	航海士、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期 長崎県西彼杵半島には、3月6日04時23分強風及び波浪注意報 が発表され、本事故時も継続中であつた。
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、単独で船橋当直中の航海士が、寺島水道に架かる大島大橋南方沖でGPSプロッターの画面を拡大表示しようとした際、マウスを操作していた指が違うところに触れて同大橋の北方が表示されなくなったが、視界が良く、何度も航行した場所なので、目視でミヨギ瀬灯浮標の灯光を確かめながら航行すれば良いと思い、大島大橋下を北進した。 本船は、航海士が、前路に見えていたミヨギ瀬灯浮標の灯光（赤灯、8秒ごとにモールス符号のAの点滅）を目視で確かめながら徐々に針路を右に転じて航行中、同灯浮標の灯光が近くなって更に右舵を取ったものの、ミヨギ瀬付近の浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約3.0mであつた。
分析	本船は、寺島水道を北進中、航海士が、目視のみでミヨギ瀬灯浮標の灯光を確かめながら航行を続けたことから、同灯浮標に接近し過ぎていることに気付かず、ミヨギ瀬付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が寺島水道を北進中、航海士が、目視のみでミヨギ瀬灯浮標の灯光を確かめながら航行を続けたため、同灯浮標に接近し過ぎていることに気付かず、ミヨギ瀬付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・慣れた海域であっても、夜間は、レーダーを活用するなどして灯浮標等の目標物との相対位置関係を把握しながら航行すること。</li></ul>
--------------	---